

講じた措置の内容

- (1) 互助組合連合会が過去5年間に給付金等事業のため保険会社に支払った保険料のうち、交付金が充当された13,055,290,829円の返還勧告を受けておりました。

このうち、平成16年度の掛金と交付金の割合を再度精査したところ、返還額については、151,065,798円の増額補正の必要があることが判明しましたので、平成17年8月16日に各互助組合より13,206,356,627円の返還を受け、本市へ収納しました。

- (2) 教職員互助組合が過去5年間に給付金事業のため保険会社に支払った保険料のうち、交付金が充当された714,596,810円の返還勧告を受けており、当該勧告額を平成17年8月16日に教職員互助組合から返還を受け本市へ収納しました。